

足利市『公民館だより等』広告掲載取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、公民館だより及び公民館の壁面（以下、「公民館だより等」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類及び範囲）

第2条 公民館だより等に掲載する広告（以下「広告」という。）は、社会教育法（昭和24年法律第207号。）及び足利市広告掲載事業要綱（以下「要綱」という。）並びに足利市広告掲載に関する運用基準（以下「基準」という。）に基づき、公民館の運営方針及び行政広報の公共性並びに品位を損なうおそれのないものとする。

（広告の掲載位置及び大きさ）

第3条 広告を掲載するページ及び位置は、市が指定するところとする。

2 広告の大きさは、次のとおりとする。

- （1） 公民館だよりに掲載するもの 1 枠あたり縦 5.5cm、横 8.9cm（単色刷り）
- （2） 公民館の壁面に掲載するもの（各月ごとに公民館だよりに掲載する広告と同じ内容とし、以下の範囲内の大きさとする） 1 枠あたり縦 21.0 cm以内、横 29.7 cm以内

（広告掲載料）

第4条 広告の掲載料は、公民館だより掲載及び公民館壁面掲出を併せて1枠の掲載につき月額2,200円（消費税込み）とする。

（広告掲載希望者の募集）

第5条 市長は、市ホームページ及び市広報紙により広告掲載希望者を公募する。

2 広告の掲載は、1公民館当たり年間1者（団体）につき各月1枠までとする。

（広告掲載の申し込み）

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、足利市公民館だより等広告掲載申込書（別記様式1）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 申込者の業務内容が分かる資料
- （2） 市税の納税証明書（未納がないことの証明・市外の広告掲載希望者のみ）

（広告掲載等の決定等）

第7条 市長は、前条の申込書を受理したときは、第2条に基づき掲載の可否を決定する。

2 広告の掲載が適当と決定した件数が募集枠数を超えたときは、次の各号に掲げる順序により掲載する広告を決定する。

- (1) 市内に事業所等を有するもの
 - (2) 広告の掲載を希望する期間の長いもの
- 3 前項の規定によっても掲載する広告を決定できないときは、抽選により広告の掲載を決定する。
 - 4 第1項又は前2項の規定に基づき、広告の掲載を可と決定したときは、広告掲載決定通知書(別記様式2)により当該申込者に通知し、広告掲載の契約を締結する。
 - 5 第1項又は前2項の規定に基づき、広告の掲載を不可と決定したときは、広告不掲載決定通知書(別記様式3)により当該申込者に通知する。

(使用許可)

- 第8条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、足利市財務規則(平成元年足利市規則第20号。以下「財務規則」という。)第101条に規定する行政財産の使用許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定に基づく許可期間については、前条の規定により決定した公民館だより掲載月号と同月の初日から月末までとする。
 - 3 第1項の使用許可に係る使用料は、無料とする。

(広告掲載料の納付)

- 第8条 広告主は、掲載の決定日以後市長が指定する期日までに、広告掲載料を支払わなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

- 第9条 広告は、市長が指定する方法により版下原稿を作成し、掲載月の前月の1日(その日が休日の場合は当該休日後の直近の休日でない日)までに提出しなければならない。
- 2 版下原稿の作成は、広告主の負担とする。

(広告主の責任等)

- 第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

- 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。
- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
 - (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
 - (3) 広告主又は広告内容が不相当と判明した場合

(広告掲載料の返還)

- 第12条 広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、この限りでない。

(細目)

第13条 この要領に定めるもののほか、公民館だより等の広告掲載について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。